

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、気象庁における警報等の適時かつ的確な実施、業務の信頼性の向上及び組織・業務運営の効率化等並びに民間気象事業者等の健全な発展を図る観点から、気象業務の実施状況、民間気象事業者等の業務運営の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

内閣府、総務省（消防庁）、国土交通省（気象庁）

(2) 関連調査等対象機関

独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、都道府県（17）、市町村（19）、財団法人気象業務支援センター、財団法人鉄道総合技術研究所、民間気象事業者（24）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

4 実施時期

平成21年8月～22年11月